

令和 4 年 3 月 1 6 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 殿

愛媛県 東温市

個別避難計画作成モデル事業（市町村事業）最終報告書

令和 3 年度【内閣府事業】避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成の推進において、モデル事業（市町村事業）の実施にあたり、最終報告書を提出します。

【市町村情報、事業概要】

都道府県名 市町村名	愛媛県 東温市
所在地	〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 5 3 0 番地 1
担当部局連絡先	市民福祉部 社会福祉課 社会福祉係長 藤岡 弘 (TEL) 089-964-4406 (FAX) 089-964-4446 (E-mail) syakaifukushi@city.toon.lg.jp
連携部局連絡先	総務部 危機管理課 課長補佐 大島 潤也 (TEL) 089-964-4483 (FAX) 089-964-1609 (E-mail) kikikanri@city.toon.lg.jp 市民福祉部 長寿介護課 課長補佐 尾崎 紀仁 (TEL) 089-964-4408 (FAX) 089-964-4446 (E-mail) tyojukaigo@city.toon.lg.jp 市民福祉部 健康推進課 課長補佐 吉田 久代 (TEL) 089-964-4407 (FAX) 089-964-0064 (E-mail) kenkosuishin@city.toon.lg.jp
事業概要	《要約》 社会福祉協議会が個別避難計画作成のコーディネーターとなって、福祉専門職に情報提供という形で関わってもらい、それらの情報を基に地域住民主体で計画を作成し実行性を検証する一連の取組のモデルを構築する。 《本文》 (事業を実施する背景) - 東温市では、南海トラフ地震による被害の他、風水害についても市内を流れる一級河川重信川沿いにおける洪水浸水想定や、山間部における土砂災害警戒区域の指定など様々な災害リスクが想定されておりますが、当市の個別避難計画作成率は32.3%に留まっています。 - 特に要介護認定者や障がい者に対する策定率は26.5%と低くなっており、これまで個別避難計画については市社会福祉協議会に名簿作成、更新管理及び計画作成に係る相談業務を委託し、地域の民生児童委員や自主防災組織、自治会が作成してきましたが、自治会未加入の世帯や障がい者世帯などは接点がないため訪問が難しく、計画作成が進んでおりません。 - 高齢者や障がい者などの個別避難計画の作成には、福祉専門職の参画が重要という認識はありますが、福祉専門職へ対価を支払い作成を委託する方法は、福祉専門職への負担増となるほか、これまで無償で個別避難計画作成を行ってきた地域の取組と一線を画すものであり、市の事業として実施するには既存の取組との整合性等の課題があるため、福祉専門職への過度な負担をかけずに持続可能な範囲での協力を求める方法を検討してきたところです。 (趣旨) - 東温市では、福祉専門職への関わりを主に情報提供に留め、個別避難計画の作成主体を地域住民(民生児童委員、自主防災組織、自治会)に据え置くことで、福祉専門職への過度な負担を強いることなく計画作成への参画を促し、個別避難計画の内容の実効性確保と地域の共助意識の向上を両立した個別避難計画作成体制の構築を目指します。 (取組方針) - 市社会福祉協議会が中心となり、福祉専門職から提供を受けた情報を基に、地域主体で個別避難計画を作成し、避難支援検討会で地域の自主防災組織による防災訓練等を実施し検証を行うまでの一連の流れを、モデルケースとして取り組みます。
備考	

※連絡先、担当者に変更があり、担当者名簿に変更が必要な場合、その旨を備考欄に併記すること。

【取組の概要】（愛媛県 東温市）

	取組の状況
【１】 市町村事業名	東温市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業
【２】 事業実施体制 庁内の連携体制	・社会福祉課（事業全体の統括、地域との連絡調整、外部との連絡調整） ・危機管理課（ハザード情報提供、避難訓練支援等） ・長寿介護課（介護支援専門員と連携するうえでの連絡調整等） ・健康推進課（在宅難病患者への対応等）
【３】 事業実施体制 庁外との連携体制	・東温市社会福祉協議会（福祉専門職への協力依頼説明会の開催・調整、避難支援に関する地域検討会の開催、避難訓練に係る調整、個別避難計画の入力・印刷等） ・居宅介護事業所及び相談支援事業所（事業所利用者に係る個別避難計画に関する情報の提供、利用者への啓発協力） ・自主防災組織【モデル地域】（地域の避難支援検討会、個別避難計画作成及び避難訓練を通じた個別避難計画の検証）
【４】 モデル事業の実施 内容、実施方法	災害警戒区域の地域における個別避難計画の作成率の向上を目指して取り組んだ。 個別避難計画の内容の充実を図るため、福祉専門職から提供された情報を反映させた個別避難計画を地域住民主体により完成させるとともに、個別避難計画作成の低調な災害警戒区域の地域の一部をモデルとして、当該地域の民生児童委員や自治会・自主防災組織を中心とする地域検討会を設置し、作成された個別避難計画の検証を通じて計画の実効性を高める取組を実施した。 (1) 個別避難計画作成関係者（福祉専門職）への協力依頼（４月） 福祉専門職から個別避難計画作成に当たり情報提供を得るために、介護サービス事業所等へ協力を呼びかけた。 (2) 対象地域の要支援者に同意取得のための文書を送付（４月） 個別避難計画を作成すること及び福祉専門職と情報のやり取りを行うことについて、同意を取得するため、要支援者本人へ案内を送付した。 送付対象者は、既に名簿情報の提供に同意している避難行動要支援者で福祉サービス事業所を利用している者、これまで同意確認を取れていない避難行動要支援者及び今年度新規に避難行動要支援者の対象となった者とした。 ①福祉サービス事業所を利用している名簿情報提供既同意者 同意確認内容 ・利用事業所への情報提供 ・利用事業所からの情報取得及び当該情報の避難支援等関係者への提供 ・市が個別避難計画を作成（更新）し、作成（更新）した個別避難計画の情報を避難支援等関係者へ提供すること 【同意率 66.3%（688件／1,038件）】 ②今年度の新規対象者及びこれまで同意確認が取れていない避難行動要支援者 同意確認内容 ・避難支援等関係者への名簿情報の提供 ・①の同意確認内容と同様（事業所との情報のやり取りに関する同意確認については、当該新規対象者が事業所を利用している場合に限る） 【同意率 21.2%（175件／825件）】 (3) 同意者と関わりのある福祉専門職に、一部項目についての記入を依頼（７月） ７月に社会福祉協議会の協力で説明会を実施し、(2)で個別避難計画作成の同意が取得できた方の個別避難計画について、福祉専門職の職員に記載可能な一部項目について記入してもらった。 【２月末現在の情報提供率 96.2%（662件／688件）】 (4) 地域の民生児童委員や自主防災組織・自治会等の関係者で個別避難計画を作成（９月以降） (3)による情報を掲載した個別避難計画について、地域の関係者が戸別訪問し、聞き取りにより、個別避難計画の完成に取り組んだ。 ９月に自治会（自主防災組織）、１０月に民生児童委員へそれぞれ説明のうえ、名簿及び個別避難計画を渡した。 また、モデル地域の自治会に対しては、これまで自治会単位で渡していた名簿及び個別避難計画を自治会の小グループである「組」の単位に分冊し、避難行動要支援者にとってより身近な組織での作成を依頼した。 (5) 避難支援検討会において個別避難計画の避難の実効性を検証（９月以降） モデル地域での地域検討会を計３回実施し、自治会の役員に対して事業の概要、個別避難計画作成に関する取組方法の説明や避難訓練の実施等について依頼をした。

	第 1 回 (9 月) 事業説明、個別避難計画作成依頼、今後のスケジュール 第 2 回 (11 月) 避難訓練の検討、個別避難計画の検討等 避難訓練 (11 月) 避難行動要支援者の避難支援の実践、個別避難計画の修正等 第 3 回 (1 月) 訓練のふり返り、地域役員等の意見集約等
【5】 アピールポイント	東温市は、これまで市社会福祉協議会へ避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成に係る相談に関する委託事業を続けているため、市社会福祉協議会と福祉関係者との間に一定の信頼関係があった。 福祉専門職の個別避難計画作成への参画については、福祉専門職へ金銭による対価を支払うことで、当該業務に責任を持って対応することが期待できる一方、既に様々な役割を担っている福祉専門職に更なる負担を強いることとなり、持続性に課題があることから、福祉専門職の関わりを情報提供に留めた。 また、本市は市内各地で昔ながらの地域コミュニティが残っており、自治会や民生児童委員、自主防災組織など地域による共助の土台が機能しているため、地域住民が計画作成の主体となる方法が適合すると考えた。 ○福祉専門職の負担を抑えながら参画を促すモデルになること 個別避難計画の作成に当たり、福祉専門職の参画は様々なメリットが期待されるが、年々業務内容の増加・複雑化しているとの声もあるため、必要最小限の協力に留め、持続可能な範囲での協力として、情報提供による個別避難計画の作成支援とした。 ○地域コミュニティを基盤としたモデルになること 地域の民生児童委員や自治会、自主防災組織を個別避難計画の作成主体に据え置くことで、災害時の共助意識の向上を図った。 ○福祉専門職全般との関わりの深い、社会福祉協議会が受託するモデルになること 本市の社会福祉協議会は、これまで制度開始当初から避難行動要支援者事業に関わっており、また日々の業務の中で福祉専門職や民生児童委員との関わりが深いことから、事業説明や関係構築などがスムーズに実施できた。
【6】 事業による 成果目標	今年度は、上記【4】による福祉専門職の支援を受けつつ、個別避難計画作成から訓練検証までの一連のモデルケースの構築を目指した。 また、このモデルケースを市内の他のハザード地域に展開し、おおむね 5 年程度で災害リスクの高い地域に住む避難行動要支援者の個別避難計画作成を目標とした。 課題として、要支援者が地域組織に未加入の場合や難病等の心身の状況が重篤な場合などは、地域主体による個別避難計画の作成が進まず、行政によるカバーが必要と感じた。これに対応するため、関係部署と協議し、今後の個別避難計画作成の取組として地域と行政のすみ分けを検討することとした。
【7】 事業実施 スケジュール	(国モデル事業実施前の準備) 4～6 月 避難行動要支援者本人へ、個別避難計画作成及び福祉専門職への情報提供に係る同意取得、介護サービス事業所等へモデル事業の説明、協力依頼 (国モデル事業実施期間) 7 月 福祉専門職への説明会、個別避難計画に関する専門的な情報の提供 9～10 月 地域での個別避難計画の作成を進めるため、民生児童委員、自主防災組織・自治会へ名簿及び個別避難計画を提供。 モデル地域で地域検討会を開催し、防災訓練等による検証方法を検討 11 月 モデル地域での地域避難訓練にて個別避難計画に基づく避難支援の訓練を実施、結果を検討会で検証 3 月 モデルケースを構築
【8】 特記事項	東温市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業

【応募の要件に関する取組】

要件	取組の状況
(A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。	これまでに行った取組 7 月に庁内の障がい福祉担当職員、高齢者福祉担当職員とともに、介護支援専門員及び相談支援専門員へそれぞれ個別避難計画に関する情報提供を求める説明会を実施し、事業への協力を求めた。

	現時点における課題 障がいや高齢の担当部署については、本事業について従属的な立場となっていることから、それぞれの分野で主体的に取り組む必要がある。 対応の方向性 3月に障がいや高齢、難病関係の部署を集めて庁内会議を開き、それぞれの部署で主体的に取り組むことについて継続的にテーマ別会議を開催することとした。
(B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。	これまでに行った取組 7月に居宅介護支援事業所や相談支援事業所に対し、事業所を利用している避難行動要支援者のリスト（事業所ごとにまとめたもの）を渡し、8月末までを目途に各事業所の福祉専門職からリストに掲載されている人の個別避難計画に関する情報提供をしてもらった。 現時点における課題 福祉専門職へ取組に関するアンケートを実施したところ、個別避難計画の一部項目に関する情報提供は、実効性のある避難につながるとは思えないといった意見があり、福祉専門職と連携する取組の内容を再度検討する必要がある。 対応の方向性 個別避難計画を実効性のあるものとするため、計画の活用方法を再度確認し、様式を含め、記載項目の変更を図っていく必要がある。
(C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。	これまでに行った取組 地域役員や自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を提供する際に、これまでは要介護や障がい種別しか分からない状態だったが、福祉専門職からの情報提供により、避難行動要支援者に関する一定の心身の状況や利用事業所の連絡先が分かることで、個別避難計画を検討するうえで、地域の避難支援等関係者が福祉専門職へ連絡をとることも可能となった。 現時点における課題 福祉専門職へ情報提供の依頼をする際に、利用者の個別避難計画を作成するための地域との検討協議などに協力してもらうよう、併せてお願いをしたが、情報提供と比べて福祉専門職の負担が大きくなるため、協力してもらえないかもしれないという懸念がある。 また、地域としても要支援者本人や福祉専門職と調整して検討会をする負担が生じる。

	対応の方向性 要支援者に対する避難支援検討会が必要な場合は、市が中心となって連絡調整や会場の用意等の相談に応じ、作成支援をしていきたい。また、検討会は要支援者本人、地域、福祉専門職等いずれから要請を受けた場合でも調整等を行うこととしたい。 災害警戒区域を優先度の高い地域として実施した。福祉専門職からの情報提供により、避難行動要支援者に関する一定の心身の状況や利用事業所の連絡先が掲載された個別避難計画を地域が追記・修正して完成させるという作成プロセスで一定の成果はあったが、福祉専門職と地域の直接的なつながりがないため、より重篤な要支援者の避難支援という部分のカバーが不足していると感じた。
(D) 個別避難計画を実際に作成すること。	これまでに行った取組 モデル地域にて検討会を開催し、避難訓練を実施することを前提として個別避難計画の作成を依頼した。モデル地域となる町内会の中の組（１０世帯前後）ごとに避難行動要支援者名簿を分冊し、組ごとに個別避難計画の作成を地域の役員が支援するという形態で実施した。 現時点における課題 身体障がい者に対しての避難支援等実施者は一定数確保できたものの、要介護、精神・知的障がい、難病その他町内会に加入していない者については、以前低調で地域コミュニティ主体では限界がある。 対応の方向性 庁内会議にて、今後は庁内の関係部署が要支援者の特性に応じて対応してカバーすることを確認した。
個別避難計画の様式を作成する上で留意した事柄。	今回の取組においては、個別避難計画の様式の見直しは行っていない。 しかし、記載事項を含めて様式を見直すことについて庁内会議で提案し、テーマ別の会議で協議することとなった。

【ステップごとの取組内容等】

ステップ		取組の進捗 A・B・C	記載事項	記載欄
1	推進体制の整備等	B	課 題	庁内関係部署の関わりが弱い
			取組内容 (取組方針)	より支援が必要と思われる要支援者の計画作成については、関係部署が所管に応じた分担をするための協議を行う。
			取組の 成果・結果	今回の取組の結果を踏まえて庁内会議を開催し、関係部署へ説明し、要支援者の特性に応じて主体的に取り組む部署の分担をすることとなった。
			理 由	地域主体による取組では、カバーできない要支援者の傾向を示したから
2	計画作成の優先度の検討	B	課 題	優先度については、こだわりすぎず、ハザード地域の要支援者とした
			取組内容 (取組方針)	ハザード地域の一部をモデル地域とし、当該地域の個別避難計画の作成に取り組んだ。
			取組の 成果・結果	設定にとらわれることなく取組を進めた。
			理 由	シンプルに居住地のみを優先度として設定したため。
3	福祉専門職の理解を得る	A	課 題	福祉専門職の協力を得られるか。
			取組内容 (取組方針)	市社会福祉協議会が実施している福祉専門職への研修の機会に情報提供の協力依頼を実施した。
			取組の 成果・結果	情報提供の依頼数に対し、96.2%の提供を得た。
			理 由	福祉専門職に過度な負担を掛けず、情報提供に留めたため。
4	自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得る	A	課 題	モデル地域の住民の協力が得られるか。
			取組内容 (取組方針)	モデル地域にて 3 回の地域検討会を開催し、制度の理解と個別避難計画作成の協力を求める。
			取組の 成果・結果	町内会の全ての組で個別避難計画の作成・更新が図れた。
			理 由	町内会全体ではなく、小グループの組に名簿を分冊することで、分担する要支援者の人数を絞るとともにグループで取り組むようにしたため。
5	本人の基礎情報の確認、避難支援等実施者の候補者に協力打診、避難先候補施設に受入打診	C	課 題	・本人の血液型や家族環境、緊急連絡先については、個別避難計画作成の前段階で入手できないか。 ・避難支援等実施者のなり手として地域が主体的に取り組めないか。
			取組内容 (取組方針)	・本人基礎情報については、避難支援等関係者への情報提供に関する同意確認の際に本人へ基礎情報を提供してもらうよう、様式への記入を求めた。 ・地域で個別避難計画を作成する際に、避難支援等実施者を定めるよう依頼した。
			取組の 成果・結果	・同意確認の際に様式記入を求めたところ、例年よりも同意する者が極端に減少した。 ・全体として避難支援等実施者の設定は低調だった。
			理 由	・同意確認については、本人が支援を必要としているかどうかに関わらず、取組に協力するという意識だったのかもしれない。同意確認書類の表現を再検討する必要がある。 ・個人として避難支援等実施者を受けることに抵抗が感じられる。

6	本人、関係者、 市町村による 計画の作成	B	課 題	地域による計画の作成
			取組内容 (取組方針)	ハザード地域をモデルとして、町内会（自主防災組織）へ計画 作成の依頼をし、取り組んでもらう。
			取 組 の 成果・結果	全体としての作成率の向上は見受けられるが、要支援者への 接触は、町内会内にとどまった。
			理 由	町内会へ加入していない人や普段から近所付き合いの無い人 への接触がためらわれたと考えられる。
7	実効性を確保 する取組の実 施	B	課 題	地域での避難訓練の実施
			取組内容 (取組方針)	地域で個別避難計画の実効性を検証するための避難訓練を実 施する。
			取 組 の 成果・結果	訓練の結果、個別避難計画の内容を確認できたほか、避難行 動要支援者と参加者との関係性の構築が図れた。
			理 由	単に避難支援の訓練だけではなく、避難所の受入れ訓練や研 修、非常食試食等を併せて実施し、住民が一緒に取り組む内 容としたため。

A:課題の対応が相当進んだもの、予定どおり進んでいるもの

B:取組はしているが、予定どおり進まなかったもの

C:ほとんど対応できていないもの、手を付けられていないもの

【事業の類型ごとの取組】

事業の類型	取組の 進捗 ○, △, ×	取組の状況
(ア) 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの	○	当初課題 個別避難計画の作成に取り組むため、要支援者の特性に応じた情報を可能な限り予め掲載する。 取組 福祉専門職 7 月に説明会を開催し、介護支援専門員及び相談支援専門員への情報提供の協力依頼をした。 現時点の課題 福祉専門職に対する負荷を軽減するため、協力内容を情報提供に留めた結果、最終的には、96.2%と高い協力を得られた一方、実施に関する福祉専門職へアンケート実施したところ、概ね前向きな回答が多かったが、避難支援の実効性に疑問があるといった意見があり、実際の避難支援を見据えた情報の掲載が求められる。 対応方針 個別避難計画の活用方法の設定及び記載項目・様式の見直し
(イ) 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの	△	当初課題 行政、地域、事業所の関係性の構築 取組 市社会福祉協議会を通じて事業所や地域との関係性を築くため、市社会福祉協議会の事業所研修の機会の活用や、地域検討会の共同開催などを実施する。 現時点の課題 市社会福祉協議会とのすり合わせがうまくいかず、個別作業に終始している。 対応方針 共同で避難行動要支援者事業へ取り組むよう、定期的に打合せを実施し、情報と意識の共有を図る。
(ウ) 優先度の高い方について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの		今回は、ハザード地域における住民が主体となって当該地域の要支援者全体の個別避難計画を作成するモデルケースの確立を目的としていたが、住民主体の作成と平行して特に心身の状況を考慮した要支援者の個別避難計画は行政主体で取り組む必要があることについて、防災と福祉の関係部署による会議を開催し、協議を重ねている。
(エ) 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの		避難行動要支援者名簿掲載者に関しては、今回の取組を通じて、本人、地域、行政と作成主体を分けて取り組む必要があると感じている。
(オ) 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの		今回の取組では、広く普及させるといったことは目的ではなかったが、これまで福祉専門職を避難支援等関係者としていなかったため、今後の円滑な連携のため、地域防災計画に掲載することを予定している。
(カ) 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの	△	当初課題 地域コミュニティを活用した個別避難計画作成モデルの確立 取組 町内会内の小グループである「組」ごとに作成に取り組んでもらうようにこれまで町内会でまとめていた避難行動要支援者名簿を組の層まで分冊することと、地域検討会を開催し、制度に関する研修を実施した。 現時点の課題 町内会全体での個別避難計画作成・更新に関する底上げができたなどの一定の成果はあったものの、法定記載事項の要件を全て満たすものはごくわずかにとどまった。 対応方針 特に避難支援等実施者については、個人名の掲載等に抵抗があると思われるため、避難支援に関する申し合わせができれば、組名の掲載でも構わないなど、できるだけ実質的な避難支

		援につなげることにしたい。 また、個別避難計画の作成を進めるためには、行政や地域だけでなく、要支援者本人の自助意識が最も重要であり、災害等で身体的な被害から身を守るための意識づけの啓発が必要である。
(キ) 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの		ハザード地域は、主に土砂災害や浸水想定区域がメインとなっており、地震は市内全域に関わるため、作成における想定が困難だが、少なくともインフラが止まることに関する対応については、行政だけでなく、要支援者自身にも意識してもらうような取組が必要と感じている。
(ク) 福祉避難所への直接避難に関するもの		今回の地域主体による個別避難計画作成の取組で避難所さえ決まらない要支援者がいたため、福祉避難所への直接避難に関して協定先施設と協議し、今後マッチングを進めていきたい。
(ケ) 特別支援学校に関するもの		
(コ) 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの		今回、モデル地域の難病患者に関しては、市が直接個別避難計画を作成したが、医療的ケアを要する者はいなかった。 医療的ケアが必要な難病患者については、保健所と連携して積極的に作成を進めていきたい。
(サ) 個別避難計画の内容の改善に関するもの	×	当初課題 制度開始から個別避難計画の掲載項目等に変更が無いが、様々な人の意見を取り入れて見直す必要があるのではないかな。 取組 個別避難計画の作成に関わった福祉専門職やモデル地域の役員に対し、個別避難計画の掲載項目や様式に関する意見の募集を行ったが、意見が無かったため、進んでいない。 現時点での課題 今回の取組に関わった方からは、特段意見が無かったが、個別避難計画が多くの人に分かりやすい内容となっているか疑問である。 対応方針 個別避難計画の活用方法を設定する必要がある。こういった場面で活用することとなるのかを設定したうえで、意見募集を行うよう、防災部局と福祉部局で協議を行う。
(シ) 地区防災計画との連動に関するもの		
(ス) 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの		
(セ) 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの		避難支援等実施者の確保については、本当に個人名の掲載を要件とすることが、計画作成の推進に必要なのか（団体名等でも構わないとされているが、記載できるような団体に所属していない人や団体名で個人が特定されるような場合も考えられる）、代替え案について検討することも考えられる。

(ソ) 人材育成に関するもの		
(タ) その他		

【研修会や説明会等の講師等の一覧】

氏 名	所 属・役 職	研修会や説明会等	
		名 称	概 要

【取組に参画している関係者の一覧】

取組の種類		関係者	備 考
個別避難計画の作成に参画した関係者		市社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、自治会役員、組長（自治会内の小グループの長）	
地域調整会議への出席者			未実施
避難支援等実施者		要支援者の親族、近隣住民、自治会役員	
避難支援等関係者		自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防機関、警察署のほか、避難支援等実施者として市長が必要と認めるもの	「介護保険事業者」及び「障害福祉サービス事業者」を地域防災計画に記載予定
避難訓練への参加者、参加機関や団体等		避難行動要支援者本人及びその支援等実施者、自治会役員、地域住民、市社会福祉協議会、県防災危機管理課	市からは、福祉部局、防災部局、保健部局（保健師）が参加
その他			

【人員と予算の確保状況】

個別避難計画の作成に関する人員体制			
部署名：東温市社会福祉課	専任（名）	常勤：0名	非常勤：0名
	兼任（名）	常勤：2名	非常勤：0名
部署名：東温市社会福祉協議会	専任（名）	常勤：0名	非常勤：1名
	兼任（名）	常勤：0名	非常勤：0名
部署名：東温市社会福祉課	専任（名）	常勤：0名	非常勤：0名
	兼任（名）	常勤：2名	非常勤：0名
個別避難計画の作成に関する予算			
当初予算額		令和3年度：5,749千円 令和4年度：5,898千円 （地域での出前講座にかかる時間外手当、同意確認郵送料、社協委託料、システム使用料等）	
補正予算額			
特に予算措置なし			
（参考）避難行動要支援者数（人）			

【参考にした他市町村の取組】

--